

電波利用料の見直しに関する検討会(第4回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年5月 13 日(月) 13 時 30 分ー15 時 20 分

2 場所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、北俊一、関根かをり、林秀弥、柳川範之、吉川尚宏

(2) 意見提出者(発表順)

日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(株)ジャパン・モバイルキャストイング、(株)ケイ・オプティコム、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)

(3) 総務省

柴山総務副大臣、
吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、
萩原電波利用料企画室長、柳島監視管理室長、
南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(4) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

- | | |
|-------|---|
| 資料4-1 | 次期の電波利用料に関する意見【日本放送協会】 |
| 資料4-2 | 電波利用料の見直しに関する検討会ご説明資料
【(一社)日本民間放送連盟】 |
| 資料4-3 | 電波利用料の見直しにあたってのご説明資料
【(株)ジャパン・モバイルキャストイング】 |
| 資料4-4 | 電波利用料の見直しに関する弊社意見について
【(株)ケイ・オプティコム】 |
| 資料4-5 | 電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資 |

- 料【西日本電信電話(株)】
資料4-6 電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資料【東日本電信電話(株)】
参考資料4-1 電波監視業務の概要
参考資料4-2 電波利用料の見直しに関する検討会(第3回)議事要旨

5 議事概要

(1) 電波監視業務の概要説明

参考資料4-1に基づき、電波監視業務の概要について柳島監視管理室長から説明があった。

(2) 意見提出者からのプレゼンテーション

資料4-1から資料4-6に基づき、意見提出者からプレゼンテーションが行われた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下の通り。

(柴山総務副大臣)

地上テレビ放送のデジタル化によってNHKや民放連が得られた受益についてはどのようにお考えか。

(日本放送協会)

地デジ化により、データ放送や、マルチ編成といった多様なサービスが出来るようになった点については放送局側にも受益があったと言える。

(日本民間放送連盟)

全く同じである。周波数の繰り返し利用により、周波数の効率的な使用を実現し、テレビ放送の使用する周波数幅を低減することで、無線局全体の受益になり、放送局としてはワンセグ等色々なことが出来るようになった。

(吉川構成員)

民放連の資料の14ページについて、ここだけ見ると318億円の地デジ対策費は電波開放のためだけの支出であるとも読めるが、受益と負担のバランスをどう考えているか。また、地デジ化によりどんなメリットがあったのか。

(日本民間放送連盟)

地デジ化の第1のメリットは周波数を開放すること。それから、ワンセグ、デー

タ放送を含め色々なサービスが出来るため、われわれも国と一緒に推進し、わずか 10 年間で中継局を全てデジタルに置き換えたということである。

ただし地デジ対策費については受信者のためのチューナー支援や、新たな難視の対策に電波利用料が使われており、決して放送事業者の利益になったわけではない。

(林構成員)

NHKの資料3ページについて、NHKは、受信料負担で運営され営利を目的としないことが、特性係数適用の理由として強調されているように見受けられるが、営利企業ではあるものの、同じく基幹放送事業者である他の有料放送事業者等についても、あまねく努力義務や、災害放送義務が課されているという点について、どう理解したらよいか。

(日本放送協会)

私どもは公共放送であって、あまねく放送を届ける義務と、災害時には情報をご皆様にお届けする義務がある。その為に特性係数が設定されているので、引き続きお願いしたいという趣旨である。

(座長)

民放連はハード面については通信と一緒にだが、ソフト面については異なると説明していたが、災害時には通信も安否確認、インターネットによる相互の連絡等、ソフト的な機能を果たしていると思われるが、どうお考えか。

(日本民間放送連盟)

災害報道に関しては、放送局が果たすべき固有の公共的役割だと思っている。現場に行き、取材をし、映像を撮る。光回線が無くても衛星で送れるようSNG車を各放送局少なくとも1台ずつは配備している。どこであっても映像を送り、情報を伝達するという事は、なかなか放送局でなければ出来ないことであり、質の面で違うのではないか。放送は津波の際に緊急避難を呼びかけるなど、生命にかかわる情報を送る。原発報道では規制ギリギリのところで取材し、実態を報じる。また、災害時だけでなく、その後の経過もフォローし、引き続き大震災の恐ろしさを訴えている。こういうことは本質的に違うものではないか。

(座長)

民放連の資料14ページに通信事業者の場合には利用者から電波利用料を回収できる部分がある一方で、放送はできないと書かれているが、NHKの場合

には受信契約により利用者から受信料を徴収できるので、電波利用料の負担能力があるといえるのではないか。

(日本放送協会)

受信料は、必要な費用を原価方式で積算し、算出するものであり、もっと電波利用料を負担すべきとなれば受信料に転嫁せざるを得ないようなことが出てくるかもしれない。しかし、安い費用であまねく良質な放送を享受していただくことがNHKの設立趣旨であり、適切な負担額があると考えます。

(北構成員)

NTT東西に質問したいが、民放連の資料の1ページ目に災害発生時に通信事業者が果たす公共性や通信の重要性は放送事業者とは本質的に異なるがあるが、私からは通信事業者が果たしていることと本質的に同じに思えるがどのようにお考えか。

(東日本電信電話)

ハードとソフトという言い方をしていたが、ハード面で言うと、衛星を使う形態を含めて、通信手段を確保するという意味では同じではないかと思う。

災害時において確保しなければならない手段としては、放送も通信も両方セットで確保することでトータルとして国の利益となるのではないかと思う。

(西日本電信電話)

同じ意見である。放送は1対多で情報を流すところを、通信は1対1を主としているということで、緊急事態における役割は色の違う部分もあり、お互いに補完し合いながら支えていくべきものである。

(座長)

コメントだが、災害と言っても局所的なものと全国的なものがある。例えば、被災地域がある程度限定されている場合、その内部だけ情報が伝わらなくなってしまうようなドーナツ現象が生じることがあるが、このような場合に放送と通信がどういう役割を果たしているかなど、場合分けして考える必要がある。

(林構成員)

ジャパン・モバイルキャストの資料9ページについて、新たな基幹放送事業者の募集が行われない結果、33セグメント中20セグメントは利用者がいないにも関わらず、基幹放送局提供事業者であるJ-モバには33セグメント分の

電波利用料が減免することなく徴収され続けている、というのが御社の主張だったかと理解するが、そもそも、ソフト事業者が参入してこないのはどういう理由があるか。

(ジャパン・モバイルキャストイング)

新たな事業者が参入してくる場合には、総務省が参入希望を公募して、事業者を決定するという事になるかと思う。受信端末とエリアが徐々に展開してくることもあり、今後、徐々に参入していきえるだろうが、最初から免許された全ての帯域幅について電波利用料を払わなければならないことが、かなり負担である。

(関根構成員)

民放連の資料に電波利用料による研究開発等について放送関係の事例は少ないとあるが、研究開発の具体例についてももう少し具体的にお聞きしたい。

(日本民間放送連盟)

700MHz帯のFPU、ラジオマイクは、周波数帯の再編により新しい周波数帯に移行しなければならないので、そのための技術試験事務に多少の費用をかけて頂いている。しかし、全体の割合からするとあまりない。

(座長)

ケイ・オプティコムの説明の中で、電波利用を取り巻く次の環境変化を踏まえ、軽減措置の在り方について、改めて議論を深めた上で必要に応じて見直すことが望ましいとあったが、これについてももう少し説明してほしい。

(ケイ・オプティコム)

弊社は固定通信事業者であるので、弊社サービスとの関連性からの具体的な案は持ちあわせていない。ただ、本日の議論にもあるように、各システムが国民の生命・財産保護に貢献していることから、例えば、特性係数の適用対象を追加するような場合も考えられ、一般論として意見提示させていただいたもの。

(柴山総務副大臣)

特性係数の本質についてだが、公益性が高いことに鑑み、先行投資的に措置しているという考え、既存事業者が災害放送のため投下した資本を補填するという考えの二つの考え方がとれると思うが、ジャパン・モバイルキャストイングからの意見について、既存事業者としてはどのような考えか聞かせてほしい。

(日本放送協会)

NHKとしては公共性に鑑みて特性係数が設定されていると考えている。

(柴山副大臣)

既存事業者であるかどうかは関係ないか。

(日本放送協会)

関係ないと思っている。

(日本民間放送連盟)

放送法第108条の災害放送義務、第92条のあまねく放送普及の努力義務、この二つにより特性係数が設定されていると思っている。

(ジャパン・モバイルキャストイング)

あまねく放送普及の義務と、災害放送義務は弊社にもかかっており、特性係数の適用の是非は一律に扱うべきものと考えている。また、特性係数以外でも、新規事業者の参入にあたり、電波利用料が足枷にならないよう、最初は軽減措置があった方がよいのではないか。加えて、VHF帯の経済的価値は減少していると考えており、見直して頂ければと思う。

(ケイ・オプティコム)

基本的には用途により特性係数が設定されているものと理解している。。

(西日本電信電話)

主として判断すべき観点というのは公共性のところにあると思う。

(東日本電信電話)

衛星通信が、災害時に国民の生命財産の保護に著しく寄与するものとして特性係数がかかっているならば、弊社の災害時のために用意している無線に関しても同様の扱いにすべきではないかと考える。

(座長)

ジャパン・モバイルキャストイングについては、現在、参入のない帯域にどのような事業者が入ってくるのか分からないのか。

(ジャパン・モバイルキャストイング)

有料放送や広告モデルなど、参入する事業者の形態については分からない。

(北構成員)

ケイ・オプティコム資料2ページに関して、スマートメータやM2Mは、通信の頻度と時間が少なく、周波数を占有する時間が少なくなる可能性があるが、そうではない場合もあるかもしれない。一定の頻度、占有時間等の基準が必要だと思うが、何か意見があれば頂きたい。

(ケイ・オプティコム)

具体的にスマートメータやM2Mの通信をイメージできているわけではないが、例えば、スマートメータであれば、30分毎に計測値を送信すると一般的に言われていることからすれば、1日に48回しか通信しないこととなり、通信する時間が短くなるため、料額を安くするといった考え方が適用できるのではないかと考えたところ。

ご指摘のとおり、通信頻度等は今後のサービスやニーズから定まる機器の仕様によるものであるため、基準については今後の検討課題と考えられる。

(森川構成員)

震災の時に色々頑張ってくられたということだが、放送事業者のソフト面での役割を果たすためにかかっているコスト負担はどの程度か。

(日本民間放送連盟)

特に具体的に計算したわけではないが、ランニングコストも含め相当の費用がかかっている。12ページに大体の放送局の概要があるが、中継のために全国的な中継回線を3系統、ヘリコプター、中継車、SNG等を用意している。また、関東広域では送信所についてもデジタルになって増えている。これはあまねく放送普及の努力義務を果たすため、アナログ放送が見えていたというお宅には、デジタル放送も届けるようにしているためである。

(森川構成員)

通信事業者も通常の運用コストにオーバーヘッドをかけて、様々な対策を施されていると思うが、それに比べて放送事業者のかけているコストはどの程度とお考えか。

(日本民間放送連盟)

それほど変わらないかもしれない。通信事業者の場合、開設指針に規定される普及率を達成するため、また、自助努力として多数の基地局を整備されており、設備投資は相当されていると思う。

(座長)

デジタル化の投資のために民放は約1兆円、NHKも5千億円お出しになっているというご説明があったが、放送局の費用とともに、放送番組の編集用のデジタル機器の部分も含めて全体でそれだけかかったということか。

(日本放送協会)

そのとおり。

(日本民間放送連盟)

我々も同じである。

(座長)

東京キー局はだいたい千億とか二千億ぐらいということか。

(日本民間放送連盟)

確かな数字は持ち合わせていない。

(座長)

ジャパン・モバイルキャストリングについては、新たに放送局を立ち上げた時にどのくらい規模の投資が必要だったのか。

(ジャパン・モバイルキャストリング)

開設計画で出しているのが、世帯カバー率を5年で90%にするもので、約400億円というものである。

(土井構成員)

東日本大震災の時には、大変ご苦労されたと思うが、その経験を活かして、追加でどのような設備投資や改善を行われたか。

(日本放送協会)

停電対策としてバッテリーの長時間化や自家発電の燃料の増量、ロボットカメラの増設等かなり多岐に渡った投資をしている。主に電源まわりが一番の課題

であった。

(土井構成員)

金額としてはどのくらいか。

(日本放送協会)

毎年100億ぐらいの数字になるかと思うが、確かな数字は持ち合わせていない。

(日本民間放送連盟)

同じように電源の増強が一番である。これは別に東日本大震災があったからというわけではなく前々から総務省と一緒にやってきていたことではあるが、特に震災の後はA重油の備蓄を各社取り組んでいると聞いている。金額はわからない。

(土井構成員)

同様なことをNTT東西で行われていれば教えて頂きたい。

(東日本電信電話)

通信ルートはもともと、災害時を想定して2ルート作っているが、東日本大震災では海沿いが軒並み被災してしまったため、内陸を通る第3ルートを新たに作り込んでいる。また、停電のための燃料タンクを用意したり、エンジンを追加で置いたり、本当に重要なビルについてはエンジンの予備を設置したりということを実施している。更に、震災の経験で必要と思われたものの中で重要なものは全国展開を図るという対処を取っている。他にも、実際に通信の利用のために災害用の対策で衛星携帯局と連携する様々な移動用の無線基地等を配備して、いざという時の通信の確保を行う配慮をしている。

(西日本電信電話)

西も同じである。通信インフラの特性として、電話局間は二重化がしやすいのでルートの二重化を進めているが、電話局とお客様の家までは二重化が難しい。このため、すぐに復旧できるよう準備をしている。

また、想定される津波の高さまでビルの壁面を強化して、ビル自体が浸水しないような対策を行うことによって、中の機械が水に浸かって止まってしまうことがないように対策するなど、もろもろ行っている。

(森川構成員)

ジャパン・モバイルキャストに確認したいが、新規事業者というデメリットに加えて、ハード事業者とソフト事業者が水平分離という新しい形態で参入されているから、更に厳しいという理解でよろしいか。

(ジャパン・モバイルキャスト)

電波利用料については、ソフト事業者が料金の中に転嫁して、それをソフト事業者から我々が回収するが、ソフト事業者の参入までは時間がかかる。ソフト事業者が事業計画を立てる段階で、電波利用料のウェイトが高く、参入しづらいというのが今の状態である。

(座長)

その場合に、先行投資だからということで、起ち上げ期等の一定期間、例えば黒字になるまでは猶予が欲しいということか。

(ジャパン・モバイルキャスト)

どのくらいがいいかというのは色んな考え方があると思うが、例えばBS放送や東経110度CSが単年度黒字になるまでに要した8年や、あるいは、電波利用料については3年毎に見直されるので、3年かける3回分の9年猶予などがあると思う。

(林構成員)

ケイ・オプティコム資料にある「オフロード促進に電波利用料を用いることは時期尚早である」という部分の意味の確認だが、これはモバイル事業者は設備投資を軽減できるが、固定通信事業者は相応の対価が得られない状況であってもオフロードトラヒックを負担し、設備投資せざるを得ないため、競争環境に歪みが生じる恐れがあるという問題解決が重要であるということで、平成25年度の電波利用料の用途として、「電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上」の追加を否定する趣旨ではないと理解してよいか。

(ケイ・オプティコム)

そのとおり。安全利用に関するリテラシーの向上というのは必要不可欠だと認識している。ただ、こういったリテラシーの向上と合わせて、その背後にある競争上の課題についても同時にご検討を進めて頂きたいという趣旨である。

(3)その他

第5回会合は平成 25 年5月 27 日(月)に開催すること、意見提出者のうち、愛媛県鬼北町、エリア放送開発委員会、全国漁業無線協会、クアルコムジャパン、情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT、全国自動車無線連合会、電気事業連合会からヒアリングを実施する旨、事務局から周知された。

以 上